

1 学校の方針

本校は、「自ら学び続け、表現できる児童の育成」を学校経営方針(教育目標)とし、めざす児童像を「こつこつ自分を育てる児童、にこにこ笑顔の優しい児童、くるくる働く元気な児童」として日々の教育活動を進めている。

全ての児童が毎日の学校生活を安全・安心に送り、充実した様々な活動に取り組むことができるよういじめ防止に向け、日常生活指導体制を整備し、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切にかつ早期に解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 基本的な考え方

本校は、上郡町の中心部に位置している。平成24年4月に鞍居・赤松・上郡の3つの小学校が統合して新しい上郡小学校としてスタートした。統合時は234人の児童数であったが、令和6年度は127人となり、児童数の減少は進んでいる。児童の生育環境は様々で、課題を抱えた児童も増加してきている。また、校区内には児童養護施設があり、現在6名の児童が在籍している。児童はそれぞれに様々な事情を抱え、個別に配慮を要する児童が殆どである。

学校は落ち着いた状態である。校長のリーダーシップのもと、さらに組織を強化し、学校全体で毅然とした指導に取り組むとともに、体験学習を積極的に取り入れたり、特別活動の充実、個に応じた学習を積極的に取り入れたり、地域と連携した教育活動にも取り組んでいる。

いじめについては、「いじめはどこでも起こりうる問題である」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを許さない土壌づくり」に取り組むために、以下の指導体制を構築し、いじめの防止等を包括的に推進する。

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

(1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者による日常の教育相談体制、生活指導体制などの構築を充実させるための「いじめ問題対策委員会」を中心とした組織体制を定める。

また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見できるような体制を構築する。

そして、近年情報通信技術が著しく進展する中、スマートフォン・携帯電話の普及等により、児童生徒にとって、インターネットが身近なものになっているとともに、インターネット上での誹謗中傷などからいじめや暴力行為に発展したりする事例が増加していることを認識の上、開発的な指導を行っていく。

(2) 未然防止及び早期発見のための指導

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修を行う。

(3) いじめを認知した際の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を行う。そして、いじめを発見した教員が問題を抱え込むことがないように、いじめ対策組織を中心とした情報体制を構築する。

また、学校支援チーム（教員・警察官経験者、スクールソーシャルワーカー、精神科医）等の活用により、学校だけでは解決が困難な事案について、専門的・多面的支援を行う。さらに、必要に応じて関係機関への支援要請を行う。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、平成25年9月より施行された「いじめ防止対策推進法第28条」で、

○第一号「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」

○第二号「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」とされている。

第一号については、いじめを受ける児童の状況を見て重大事態と判断する。児童が自殺を図った場合はもちろんであるが、暴力行為により身体に重大な傷害を負った場合や金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

第二号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、事案により学校が判断する。

また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、すぐ上郡町教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ問題対策委員会に専門的知識及び経験を有する外部の専門家等を加えた組織で調査し、事態の解決に当たる。

なお、事案によっては、上郡町教育委員会の判断により、「町教委の附属機関」及び「県教委員会が設置する重大事態調査のための組織」が実施する調査に協力する。

5 その他の事項

誰からも信頼される学校を目指し、開かれた学校となるよう情報発信に努める。

いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した本方針については学級懇談会・PTA総会や各種学校行事などのさまざまな機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、本方針が、効果的に機能しているか「いじめ問題対策委員会」を中心に点検し、必要に応じて見直しを図る。本方針の見直しに際しては、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、児童の意見を聞く機会をつくる等、いじめの防止等について児童の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取することにも留意する。